



様式第6号

指令廃第20号

再複写無効

許可第101号

一般廃棄物処理業許可証

主たる事務所の所在地 島根県松江市富士見町1番地14

名称及び代表者の氏名 株式会社 コナクリーンシステム

代表取締役 田中美恵子

令和4年2月4日付申請の一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

令和4年4月1日

松江市長 上定 昭仁



許可の区分	事業活動に伴うごみ、一時多量ごみの収集運搬
許可期限	令和6年3月31日
営業区域	松江市一円 一時多量ごみのうち特定家庭用機器再商品化法に規定される品目の積卸しは、同法第29条第1項に基づき設置された、東出雲町出雲郷1637-1(日ノ丸西濃運輸株式会社 松江支店) 地内に限る。
その他 必要な事項	1. 廃棄物の分別区分については、松江市の指示に従い分別収集を行うこと。 2. 生活系廃棄物の処理に支障を及ぼすときは、制限又は中止する。 3. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 その他関係法令を遵守して、処理計画の変更等市の指示に従うこと。